令和2年度第1回 府中市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年4月24日(金)午前9時25分から午前9時55分
- 2. 開催場所 市役所 3階 303会議室
- 3. 出席委員 8人

1番 秋山 剛 3番 野津田はるみ 4番 宮田泰行 5番 小川康成 6番 小森山仁司 7番 岡本 隆 10番 竹内茂樹 11番 小寺 旭

- 4. 欠席委員 2番 末宗龍司、9番 瀬尾 毅
- 5. 傍聴人 なし
- 6. 議事日程
 - 第1 開会あいさつ
 - 第2 議事録署名人の指名
 - 第3 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

報告第2号 認定電気通信事業者による農地転用届出について

報告第3号 取下願いの受理について

第5 その他

(1) 5月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭 農地係係長 田原 慎吾 農地係主任 田渕 哲也 会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局(池田)】定刻になりましたので、これより令和2年度第1回農業委員会総会を 開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は2番 末宗委員、9番 瀬尾委員の2名です。定数に達しておりますので、令和2年度第1回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名 委員は、会議規則第18条第2項の規定により、3番 野津田委員、4番 宮田委 員を指名します。よろしくお願いします。

.....

【議長】それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のう え、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より議案説明及び 補足説明をしてください。

【事務局(田渕)】(議案第1号を説明)1、2番について、4月13日に譲受人○○さんと吉岡委員、槙本委員の3人で現地確認をしていただきました。

現地は阿字町内○○○○の北側です。すでに許可済である○○さんの土地売買の時に、農地の入り口が狭いため、上の○○さんの土地を分けてもらいたいと話したところ、○○さんも今後農作業をしないので、残った土地を全部売買することになったとのことです。

続いて3番について、この一帯7筆を〇〇さんが買われていますが、数年前に隣の運送会社〇〇〇さんが〇さんから土地を買われた際、水路部分だけ残して分筆されていました。〇〇さんも少しの土地が残っていては不便なため取りまとめられました。〇〇さんは農作業をされており、今後も続けられるとのことですので問題ないとのことです。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第1号は提案どおり許可妥当とすること にご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第1号は、提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局(田渕)】(議案第2号を説明) 1番について、秀高委員に現地確認をしていただきました。

現地は府中東高校の南下で、現在○○さんが経営されている農地の隣接となります。○○さんは経営拡大のため農地を探されており、今回○○さんとの話がまとまったとのことです。とても意欲を持っておられるように感じたとのことです。

2番につきまして、野津田委員に現地確認をしていただきました。

現地は甲奴庄原別れの信号南、屯所の下の田です。当家には誰もおられず、孫の ○○さんが広島市におられます。昨年まで○○○さんが耕作されていましたが、家 から遠いので、近くを耕作している○○○農園に一緒に耕作してほしいと依頼があ り、耕作することになりました。特に問題はないと思われるとのことです。

3番4番について池田委員に現地確認をしていただきました。

現地は三原東城線の小塚消防署より1㎞神石町方面へ行った○○さん宅の裏の水

田です。○○さんは会社員で耕作が困難なため、今回○○さんに耕作を依頼され、話がまとまりました。

4番の現地は、三原東城線の小塚消防署より神石方面に約2km先の右側の水田です。設定する○○さんは今まで放置していましたが、近所に迷惑がかかるので、と近所の○○さんが耕作することで話がまとまったとのことです。

【議長】ただいまの事務局の説明について審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その議事に参加することが出来ない。」とありますので、番号2から4につきましては野津田委員に関係する事案ですので議事に参与出来ません。野津田委員は暫時退席をお願いします。

(野津田委員 退席)

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第2号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第2号は提案どおり承認します。

(野津田委員 着席)

.....

- 【議長】続いて議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議 案説明及び補足説明をしてください。
- 【事務局(田渕)】(議案第3号を説明) 4月13日に吉岡委員、槙本委員、○○行政書士の3人で現地確認をしていただきました。

現地はJR河佐駅から北に上った山の麓です。○○さんは中須町に嫁がれて、実家は空き家状態になり農作業ができないので、太陽光発電の話が始まり、○○○○○○さんと賃貸で事業をすることになりました。土地は続いており、下に墓地がありますが、○○さんが話をされておるとのことです。今後の管理は両者でされるとのことで、問題ないと思われるとのことです。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第3号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第3号は提案どおり許可妥当の意見とします。

- 【議長】続いて議案第4号 非農地証明交付申請について、事務局より議案説明及び補足 説明してください。
- 【事務局(田渕)】(議案第4号を説明)番号1につきまして、現地は羽高湖の東側、三郎の滝へ続く林道沿いにあります。所有者さんの説明により境界も確認したところですが、周辺隣地も併せ山林化しておりました。問題はないと思われます。

番号2につきまして、現地は阿字町の府中上下線と矢多田阿字線別れにある○○ 商店の隣裏です。建築年は不明とのことですが、昭和58年1月の母屋建築中の写真が添付されておりました。写真からこの頃にはすでに仮住まいとしてこの建物は利用されていることが確認できました。

3につきましては、現地は府中公園を北へ300m行ったところです。傾斜地で、農地として耕作する土地には適さず、今後耕作する者もいないとのことです。添付されている経緯書によると、当該地の一角に大正から昭和初期にかけ、隣接する○○家の墓があったとのことです。しかし○○さん、所有者の○○さん両者ともその経緯は分からないとのことです。隣接地の○○さんは平成18年頃に現在地へ墓所を改葬され、それ以降○○さんが墓地の維持管理と併せ当該地を管理されている状態だったそうです。

4, 5, 6番につきまして、現地は国道より旧河南橋を渡り、約100mの位置にあります。所有者さんは土地・家屋を相続しておられますが、四国におられ、管理は難しいとのことです。42-2,43-1は奥の家に行くために道路を作ったときに庭部分を分離してしまったということです。44,78-2は畑となっておりますが、現在は原野化しています。100は宅地の一部となっておりました。今後建物等は解体し平地にするとのことです。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第4号は提案どおり決定することにご異 議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第4号は提案どおり決定とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項ですが、受理日を備考欄へ記載しております。内容については割愛しますので、不明事項等ありましたら総会後直接事務局へお問い合わせください。

これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、 5月25日(月)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めた いと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は5月25日(月)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2 階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程

のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和2年4月24日

議長 (会長)

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名 人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人